

**特区ガイド養成研修
泉佐野市域限定**

特例通訳案内士

特区ガイドとは、総合特区域内限定で、特区自治体が開催する研修を修了した人が、報酬を得て通訳ガイドの活動を行うことができるものです。

研修プログラムの概要

●**選択科目（語学）**

英語、中国語、韓国語から選択
※受講には、日常会話など基礎的語学力が必要となります。内容は観光案内を中心に行います。

●**共通科目**

泉佐野市関係（地理、産業、歴史、文化、観光）、ホスピタリティ、旅程管理、実地研修など
※各研修後、筆記および口述試験があります。

日程 8月～12月の土・日曜日、祝日を予定

場所

エブノ泉の森ホール会議室 など（実地研修などもあり）

対象 訪日外国人へのホスピタリティ・ガイド業務に関心があり、基礎的語学力がある人

受講料 12,000円

（テキスト代含む）

※特区ガイドとして活動するには別途、登録が必要です（登録費用が必要）。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

問合せ先 まちの活性課

☎469-3131

この事業は、訪日外国人へのホスピタリティ（おもてなし）向上のため取り組んでおり、現時点において未確定の要素が多くありますので、研修を受講し特区ガイドに認定されても個人の収入・その他の利益を保障するものではありません。

総合特区とは…

地域の実情・要望に応じ、国と地方の協議により規制緩和や税制・財政・金融上の支援措置を受けることができる制度のことです。

泉佐野市では、地域の医療資源を生かした国際医療交流の推進および訪日外国人へのホスピタリティの向上を図り、誘客を推進し、市域の活性化を目指すことに取り組んでいます。



**ザ・ワークフェア2016
（合同企業就職面接会）**

おおむね40歳未満の若年求職者や来年卒業予定者を対象にした「合同就職面接会」を開催します。「若年就労相談」、「福祉の仕事相談」、「面接速成講座」も実施します。

日時 8月3日(水) 午後1時～5時

場所

関西エアポートワシントンホテル

内容

- 合同就職面接会
- コンピューター職業適性診断コーナー
- 若年者就労相談、福祉の仕事相談
- 求人情報提供コーナー
- 面接速成講座

参加企業 泉佐野市内をはじめ、熊取町、泉南市、阪南市などの事業所（約30社）

主催 泉佐野商工会議所、熊取町商工会、泉南市商工会、阪南市商工会

共催 泉佐野市

問合せ先 泉佐野商工会議所
☎462-3128

※参加無料

**府立
南大阪高等職業技術専門学校
（平成28年10月入校）**

募集科目 空調設備科

訓練期間 1年

対象 18歳以上

定員 30人

願書受付 6月20日(月)～7月28日

（休）に居住地のハローワークにて

試験日 8月26日(金)

合格発表 9月1日(休)

入校日 10月11日(火)

授業料 年間118,800円（所得などによる免除制度あり）、その他（入校選考料、入校料、教科書など実費）

問合せ先 府立南大阪高等職業技術専門学校（和泉市テクノステージ2丁目3-5 ☎0725-53-3005 Fax0725-53-3015）

※詳しくはホームページ（<http://www.pref.osaka.jp/tc-mio-saka/>）をご覧ください。

【見学会】

日時 7月7日(休)・25日(月)、9月7日(水) 午後1時15分～

※申込不要、参加無料。7月7日(休)は体験実習あり

**寄附
（4月受付分）**

【泉佐野市奨学金貸付基金へ】

- 3万円 才新正也

**泉佐野市社会福祉協議会
善意銀行（5月受付分）**

- 10万円…人生道場
- 2,050円…朝日新聞サービスアンカー ASA熊取佐野東
- 30万円…日王株式会社
- 5,000円…ともC
- 159,014円…退職公務員連盟 泉佐野支部

泉佐野ちぬうみ創生神楽

こども神楽体験講座

～泉佐野を知り日本人としての作法も身につく親子教室～

創生神楽とは、地域に伝わる神話・民話・伝説を掘り起こし、地域独自の歴史を未来へ残す芸能です。

日時 ホームページ（<http://www.icp-japan.com/>）をご覧ください。

場所 泉佐野ふるさと町屋館（旧新川家住宅）

※練習日より場所変更の場合あり

申込・問合せ先

● 泉佐野シティプロモーション推進協議会事務局
（呉竹 ☎090-9169-0724 eメール：kuretake@icp-japan.com）

● 泉佐野市観光協会事務局（まちの活性課内 ☎469-3131）

※受講無料。詳しくはホームページをご覧ください。

【演者同時募集】 ※今年度は参加無料

2020年の東京オリンピック・パラリンピックでの上演を目指し、今年は伊弉諾神宮（いざなぎじんぐう）や枚岡神社の神楽と広域的に連携を図る計画をしています。泉佐野独自の神楽披露の場も決定しています。

◆**神楽の舞い手**（神楽っ子）

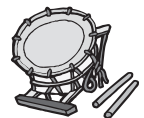
対象 ●子ども…保育園児～中学生 ●成人…高校生以上

定員 各20人（先着順）

◆**笛・太鼓演奏**（練習用楽器購入費負担の可能性あり）

対象 中学生以上

定員 各10人（先着順）



くらしの情報掲示板

市営住宅空き家入居者

【一般世帯向け】

●松原団地住宅1棟（5階建て、エレベーターあり、浴室・浴槽あり）
・2LDK（3階1戸）

対象 2人以上の世帯

●松原団地住宅2棟（5階建て、エレベーターあり、浴室・浴槽あり）
・3LDK（1階1戸）

対象 3人以上の世帯

・4LDK（2階1戸）

対象 4人以上の世帯

※郵送申込可。詳しくはホームページをご覧ください。

【高齢者世帯向け】

●鶴原団地住宅15棟（1階建て、浴室あり、浴槽なし）
・2DK（1階1戸）

対象 申込者本人が募集期間末日現在、60歳以上の人。単身でも申込できますが、複数で申込をする場合、次の①～③のいずれかの親族とのみ同居している、または同居しようとしている世帯

①配偶者（内縁関係含む）

②18歳未満の児童

③60歳以上の人

【ひとり親世帯向け】

●下瓦屋団地住宅4棟（3階建て、エレベーターなし、浴室あり、浴槽なし）

・3DK（3階1戸）

●鶴原団地住宅10棟（4階建て、エレベーターなし、浴室あり、浴槽なし）

・4DK（2階1戸）

対象 申込時に次の①～④のいずれかに該当し、募集期間末日現在で20歳未満の児童を扶養している3人以上の世帯

①配偶者と死別、離婚または婚姻によらないでひとり親となった20歳以上の人で、現に婚姻していない。

②配偶者の生死が1年以上明らかでない。（警察への捜索願の届出をしている場合に限る）

③配偶者から1年以上遺棄されている。（住民票上1年以上配偶者と離れている）

④母子世帯等に準じる状況にある。
※配偶者の暴力などで婚姻関係が事実上破綻している世帯で、大阪府子ども家庭センターなどが発行する「母子世帯等に準じる状況にある世帯」として証明が受けられること。

【親子近居世帯向け】

●上田ヶ丘団地住宅20棟（7階建て、エレベーターあり、浴室・浴槽あり）

・3LDK（4階1戸）

対象 募集期間末日現在、親または子ども世帯が当該住宅と同じ小学校区内に1年以上居住している3人以上の世帯

●鶴原団地住宅15棟（1階建て、浴室あり、浴槽なし）

・2DK（1階1戸）

対象 募集期間末日現在、親世帯が当該住宅と同じ小学校区内に1年以上居住している30歳未満の成人単身者

【住宅困窮度評定世帯向け】

●下瓦屋団地住宅5棟（3階建て、エレベーターあり、浴室・浴槽あり）
・2LDK（1階1戸）

対象 2人以上の世帯

●鶴原団地住宅17棟（4階建て、エレベーターなし、浴室あり、浴槽なし）

・4DK（2階1戸）

対象 3人以上の世帯

●末広団地住宅1棟（14階建て、エレベーターあり、浴室・浴槽あり）
・4LDK（6階1戸）

対象 4人以上の世帯

いずれも

応募資格

次の条件をすべて満たす人

●平成28年6月1日以降、引き続き市内在住・在勤である

●条例に定める収入基準に合い、家賃の支払い能力がある

●保証人がある

●現在、住宅に困窮している（原則持家がない）

●同居親族（婚約者含む）がある（鶴原団地住宅15棟申込を除く）

●暴力団員でない

●過去に市営住宅に居住したことがある場合、不正使用（無断退去・滞納など）をしたことがない
※現在妊娠中の人がある世帯は、募集世帯の人数より1人少ない世帯数でも申込ができます。

選考方法

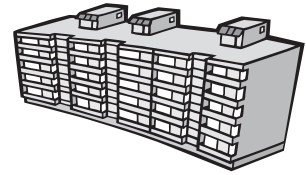
●一般世帯向け…公開抽選（8月2日（火）午前10時～市役所3階大会議室）

●高齢者世帯向け、ひとり親世帯向け、親子近居世帯向け、住宅困窮度評定世帯向け…住宅困

窮度評定表に基づく困窮度の高い世帯から優先入居（必要に応じて対象者に別途通知し公開抽選を実施）

用紙配布・申込・問合せ

7月12日（火）～21日（休）（土・日曜日、祝日除く）の午前8時45分～午後5時15分に所定の用紙に必要事項を記入し、建築住宅課へ
※所定の用紙は建築住宅課で入手するか、市のホームページ（http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/toshi/kenchiku/menu/sieijyutaku_nyukyobosyu.html）からダウンロードもできます。詳しくは問い合わせてください。



ご加入ください

泉佐野・熊取・田尻事業所 人権連絡会

泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会は同和問題をはじめ、女性問題や障害者問題など、あらゆる人権問題について取り組んでいる事業所の団体です。本人の責に帰することのできないことがらを採用選考基準から撤廃し、本人の能力と適性に基づいた採用選考を行い、憲法で保障されている「職業選択の自由」を確保するため、啓発活動を推進しています。

すべての人の人権が尊重される社会の実現を企業（事業所）の立場から図っていく組織です。ぜひ加入してください。

問合せ先 まちの活性課

（☎469-3131）

商業動態統計調査に

ご回答を！

全国の商業を営む事業所の事業活動の動向を明らかにするために実施します。この調査は、経済産業省が毎月実施する基幹統計調査です。

対象事業所には、7月上旬から知事が任命した統計調査員が訪問しますので、ご回答をお願いします。

問合せ先 府 統計課

（☎06-6210-9209）